

## 種苗法改正案について丁寧かつ慎重な審議を求める意見書

日本国内で開発された品種の海外流出防止を目的として、種苗法の一部を改正する法律案が先の通常国会に提出されたが、成立は見送られた。近年、日本の農産物の種苗が国外に持ち出され、現地での栽培が広がり、格安で流通する事例なども発生している。多額の費用を投入して開発した品種が海外で勝手に使われ、それによって、日本の農家の海外の販売市場が狭められ、場合によっては、逆輸入で国内市場も奪われかねない状況である。このような不正に歯止めをかけ、優れた国産ブランドの保護を目指すという法改正の趣旨は理解できる。

しかしながら、今回の改正案には、登録品種について、農家が収穫物の一部を次期作の種苗として使う「自家増殖」が、これまでの「原則自由」から「原則禁止」になり、育成者権者の許諾なしに使用できなくなることが盛り込まれている。

もちろん、規制の対象は、全体の1割未満の登録品種に限られ、それ以外の一般品種はこれまでどおり「自家増殖」でき、また登録品種の大半は、公的機関が開発者で、安価な許諾料さえ支払えば「自家増殖」の継続は可能となっている。

しかし、すでに現行の種苗法の下でも、「原則自由」のはずの「自家増殖」が禁じられた品種は、2016年までは82種だったものが、今では400種近くに急増している。法改正で許諾制が盛り込まれれば、許諾に関する事務手続や費用負担の増加などが見込まれ、農業経営等に影響を与えることが懸念される。加えて、海外の大手種苗メーカーが、生産した種子を日本国内で品種登録して高額な許諾料を設定する可能性もある。さらに、農業者が意図せずして違法行為に関与してしまうことが危ぶまれる。

2017年制定の農業競争力強化支援法で、都道府県など公的機関が有する「種苗の生産に係る知見」を多国籍企業も含む民間企業に提供するよう求め、2018年には都道府県に優良な米や麦の普及

を義務付けた主要農作物種子法が廃止され、民間企業の種子生産参入が後押しされたことに続き、農家の「自家増殖」が原則禁止となれば、安価で優良な種を供給する公的種苗事業が一層揺らぐのではないかという懸念が拭えない。

よって、当市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

#### 記

種苗法の改正案について、十分な国民的論議が必要であり、拙速な法改正を進めるべきではなく、地域農業の要である農業者及び消費者に大きな影響を与えることのないよう、丁寧かつ慎重な審議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

#### 【意見書提出】

|        |    |     |   |
|--------|----|-----|---|
| 衆議院議長  | 大島 | 理森  | 殿 |
| 参議院議長  | 山東 | 昭子  | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 菅  | 義偉  | 殿 |
| 内閣官房長官 | 加藤 | 勝信  | 殿 |
| 農林水産大臣 | 野上 | 浩太郎 | 殿 |